公益社団法人熊本県看護協会　理事報酬規程

（目的）

第1条　この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第28条第1項の規定に基づき、公益社団法人熊本県看護協会の理事報酬及びその支給基準について定めることを目的とする。

（定義）

第2条　この規程において理事とは、常勤及び非常勤の理事をいう。

2　常勤理事とは、社員総会で選任された理事のうち、本会を主たる勤務地とする者をいい、非常勤理事とは、常勤理事以外の者をいう。

（報酬の種類及び通勤手当）

第3条　理事報酬は、常勤理事にあっては本給、期末手当、勤勉手当及び退職慰労金とし、非常勤理事にあっては、非常勤理事手当とする。本給及び非常勤理事手当は別表に定める。

2　前項に定める報酬のほか、常勤理事には、通勤手当を支給することができる。

（常勤理事の理事報酬の支給方法）

第4条　常勤理事の理事報酬（期末手当、勤勉手当及び退職慰労金を除く。）は、毎月1日から月末までの本給を翌月の10日に支給する。ただし、支給日が、日曜日、祝日又は休日にあたるときは、その前日を支給日とする。

2　法令に基づき、常勤理事の理事報酬から控除すべき金額がある場合には、その理事に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支給するものとする。

3　常勤理事の理事報酬は、原則として銀行預金等への振込みによって支給することとする。

（報酬の決定基準）

第5条　理事報酬は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表に基づき、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

（期末手当）

第6条　期末手当は公益社団法人熊本県看護協会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第17条に準じて支給する。この場合において、「職員」を「常勤理事」と、「給料額」を「報酬月額」と読み替えるものとする。

（勤勉手当）

第7条　勤勉手当は職員給与規程第18条に準じて支給する。この場合において、「職員」を「常勤理事」と、「給料額」を「報酬月額」と読み替えるものとする。

（通勤手当）

第8条　通勤手当を支給する場合には、職員給与規程第11条に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤理事に支給する。

2　通勤手当の支給額は、職員給与規程第11条に定めるところによる。

（非常勤理事手当）

第9条　非常勤理事手当は報酬日額により支給する。

2　非常勤理事に対して非常勤理事手当を支給する場合は、非常勤理事手当が発生する都度、現金により支給する。

（常勤理事報酬の日割計算）

第10条　新たに理事になった者には、その日から報酬（期末手当及び勤勉手当を除く。以下この条において同じ。）を支給する。

2　理事が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3　理事が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4　第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りにより計算する。

（端数の処理）

第11条　この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（退職慰労金）

第12条　退職慰労金は、第2条に規定する常勤理事が任期を満了、在任中死亡、又は辞任届を受理されたときに支給する。ただし、常勤理事が、定款第9条の規定により除名された場合は退職慰労金を支給しない。

2　退職慰労金は、公益社団法人熊本県看護協会職員退職手当規則に準じて支給する。

（補則）

第13条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

（規程の変更）

第14条　この規程の変更は、理事会の決議を経なければならない。

附　則

１　この規程は、公益社団法人熊本県看護協会の設立の登記の日から施行する。

１　この規定は、令和5年4月1日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 代表理事（会長）  本給 | 月額　360,000円 |
| 業務執行理事（副会長）本給 | 月額　282,500円 |
| 業務執行理事（常務理事）本給 | 月額　260,000円 |
| 非常勤理事手当 | 理事会出席等  1人一律3,000円 |